

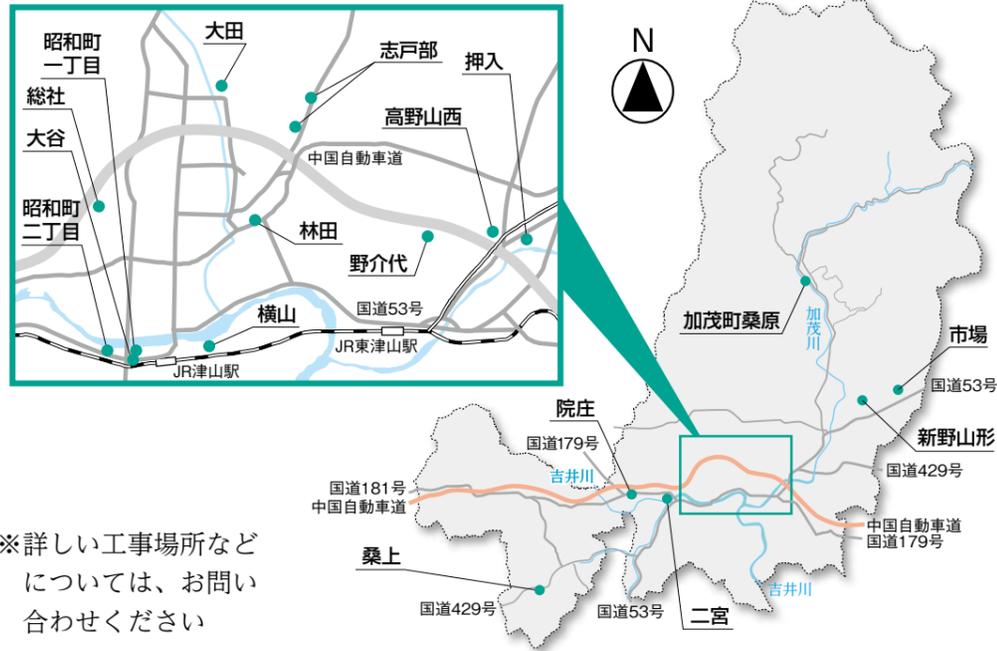
下水道 下水道工事予定箇所

岡下水道課（市役所6階）☎32-2100

市では、河川などの汚れを防ぎ、快適な生活環境をつくるため、公共下水道の整備を進めています。今年度は、次の地域内で工事を予定しています。工事中はご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

工事予定地域

大田
総社
志戸部
林田
野介代
押入
高野山西
横山
大谷
昭和町一丁目
昭和町二丁目
二宮
院庄
加茂町桑原
市場
新野山形
桑上



年金 国民年金保険料の免除申請

岡保険年金課国民年金係(市役所1階7番窓口)
☎32-2072、各支所・出張所担当課、津山年金事務所(田町)☎31-2360

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、さかのぼって、保険料の納付免除などの申請をすることができます。

保険料免除制度 本人・配偶者・世帯主の、対象期間の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）が免除されます

納付猶予制度 本人（50歳未満）・配偶者の、対象期間の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます

共通項目

対象期間 申請日の2年1カ月前の月～令和元年6月分（7月分以降の保険料の免除は、7月から受け付けます）

申請に必要なもの ①個人番号（マイナンバー）が確認できる書類か年金手帳、②顔写真付きの身分証明書、③印鑑、④離職票か雇用保険受給資格者証（失業が理由で申請する場合）

健康 歯周病検診を受けましょう

岡健康増進課☎32-2069

歯と口の健康は、全身の健康に深く影響するといわれています。歯周病を予防することで、糖尿病や心臓病などの生活習慣病を予防することにつながります。歯と口の健康を保ち、おいしく食べて元気に過ごすため、歯周病検診を受けましょう。

受診可能期間 6月1日(土)～令和2年1月31日(金)

ところ 津山歯科医師会に加盟している歯科医療機関

内容 歯周病検診、ブラッシング指導など

対象 平成31年4月1日現在で、40歳・50歳・60歳・70歳の人

料金 900円（市民税非課税世帯と生活保護世帯は無料。事前申請要）

持ってくるもの 健康保険証

受診可能回数 一年度に1回

申込方法 受診を希望する歯科医療機関に電話または窓口で直接申し込む

農業 ご利用ください 農業を支える「人・農地プラン」

岡〒708-8501津山市山北520農業振興課（市役所4階）☎32-2079

「人・農地プラン」は、農業者の高齢化や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題について、地域や集落が話し合い、5～10年後までに誰がどのように農地を使い、農業を行っていくかを計画したものです。「人・農地プラン」を策定することで、農業を営むための資金の融資を無利子で受けることができたり、交付金の支給を受けることができたりします。

■手続き方法

こんな場合	必要な手続き
新たに農地を貸し出したい	農地の貸し出しを希望する書類を提出する
新たに地域の農業の中心となる経営体に位置付けたい	地域の中心となる経営体に位置付けるための書類を提出する
農地の貸し手、借り手が決まっている	農地貸し借り調整届け出書を提出する

対象 人・農地プランに参加する個人、法人、集落営農集団 **提出期限** 12月13日(金)

提出方法 農業振興課に備え付けの書類（市ホームページからも印刷可）に必要な事項を記入し、郵送または窓口で直接提出する

■受けられる支援

スーパーL資金の無利子化 農業基盤を強化するための貸し付けが当初5年間、無利子化されます

農業次世代人材投資事業 新しく農業を始める人で、次の条件などに当てはまる場合に最大150万円（年額）を交付します

種別	主な条件	交付期間
経営開始型	青年等就農計画が認定された50歳未満の人	最長5年間
準備型	新規に就農するため、指定の研修機関や先進農家などで研修を受ける人	最長2年間

国保 国保の加入・脱退の届け出

岡保険年金課（市役所1階9番窓口）
☎32-2071、各支所・出張所担当課

退職や扶養から外れるなど職場の健康保険を脱退した時や、他市町村の国民健康保険に加入中で津山市に転入した時は、国保の加入の届け出が必要です。また、国保に加入している人が、就職や扶養認定などで新しく他の健康保険に加入した時は、国保の脱退の届け出が必要です。

■届け出に必要なもの

加入の場合 健康保険資格喪失証明書や離職票など、加入していた全員の健康保険の資格喪失日が分かるもの

脱退の場合 国民健康保険証、新しい健康保険証



①来庁する人の運転免許証など、顔写真付きの身分証明書

②世帯主の印鑑（スタンプ印不可）

医療 柔道整復の適正利用

岡保険年金課国民健康保険係☎32-2071

保険が使える場合 外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）、骨折、脱臼（骨折・脱臼については医師の同意書が必要）

■保険が使えない場合

- ◆医師の施術同意書が無い骨折や脱臼の施術
- ◆疲労や慢性的な単なる肩こり・筋肉疲労
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や改善がみられない長期の施術

◆ほかの病院などで同じ傷病を治療中のもの
◆労災保険の適用となる仕事や通勤中の負傷

領収書は受け取っていますか？ 整骨院・接骨院は領収書の無料発行が義務付けられています。領収書は必ずもらいましょう。

※国保の療養費の支給記録を点検しています。施術内容の照会や領収書の提示を求めることがあります。ご理解とご協力をお願いします
※柔道整復の施術の療養費支給申請書を開示しています。詳しくは、お問い合わせください